

「ガチダンス」で使用できる音源について

2025年日本国際博覧会協会では、2025年大阪・関西万博の会場内における楽曲使用に関し、音楽著作権等管理事業者（「JASRAC」および「NexTone」）との間で包括利用許諾契約を締結しています。そのため、音楽著作権等管理事業者が管理する楽曲については、所定の手続きを行うことで、会場内において使用することができます。

1. 使用可能な楽曲の分類

①下記2点の確認手順を経た楽曲

- (1)著作権を「JASRAC」・「NexTone」、いずれかに管理されているかを確認。
- (2)原盤権（音源の権利）の確認。

②権利フリーの楽曲

音源提供サイトの利用規約で放送・配信等の利用が許諾されている楽曲。

③完全オリジナル楽曲

2. 楽曲使用の確定までの流れ

大会で使用する楽曲を確定するまでに必要な流れは下記①～③になります。

①楽曲の著作権を確認する

●確認方法

・「JASRAC」、「NexTone」で確認。（「JASRAC」、「NexTone」いずれかの団体に、「放送」と「配信」の権利が両方とも委託されている必要があります。）

・権利フリー楽曲を使用。

・権利者に直接使用許諾を得る。

②原盤権を確認する

●確認方法（下記いずれかの条件を満たしている必要がございます）

・国内版CDから確認。

・権利者に直接使用許諾を得る。

・レコチョクからダウンロードする。

・権利フリー楽曲を使用する。

③使用予定楽曲リストを提出する

・「使用予定楽曲リスト」をご提出頂きます。ご提出いただいた楽曲を事務局で審査し、その結果、使用不可と判断される場合があり、楽曲の変更をお願いすることもございます。

3. 楽曲の編集および効果音の使用に関するガイドライン

効果音を使用する際も、楽曲と同様に著作権や原盤権の確認が必要です。

そのため、「JASRAC」や「NexTone」のデータベースでの確認、または権利フリーであることを証明できる資料(ウェブページのスクリーンショットなど)の提出が求められます。

※権利フリーの楽曲とは、音源提供サイトの利用規約等で 放送・配信を含むあらゆる用途での使用が許可されているものを指します。

4. 使用禁止音源

- ・ゲーム音楽の一部
 - ・CM曲
 - ・電話、スマホなどの着信音・オリジナル音源
 - ・ラジオ体操
- など